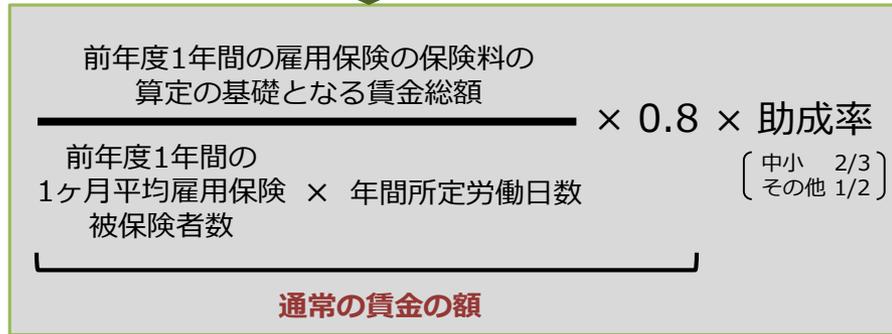


$$\text{追加支給額} = \text{助成額単価の差額} \times \text{訓練日数} \times (1 + \text{加算率})$$

(※受講者1人・1日当たりの追加助成額)

※助成額単価の差額の算定方法

● 支給額 = $\frac{\text{助成額}}{\text{日}}$ × 訓練日数



× 訓練日数

〔 1コース 〕
〔 150日限度 〕

- ・「前年度1年間」とは、当該助成金の受給資格認定申請書の提出日の属する年度を起点とし、その前年度を指す。
- ・訓練日数は、対象教育訓練を受講させた時間数は6時間で1日として算定するものとし、一のコースにおいて総受講時間数を6で除して得た日数。(小数点第3位以下を切り捨て)

● 助成額単価の差額



(追加支給ケース1)

通常の賃金の額に助成率を乗じた額が、見直し前の基本手当日額の最高額を超えており、かつ、見直し後の基本手当日額の最高額も超えている場合

(追加支給ケース2)

通常の賃金の額に助成率を乗じた額が、見直し前の基本手当日額の最高額を超えているが、見直し後の基本手当日額の最高額より低い場合

助成額単価の差額

見直し後の基本手当日額の最高額と見直し前の基本手当日額の最高額との差額

通常の賃金の額に助成率を乗じた額と見直し前の基本手当日額の最高額との差額